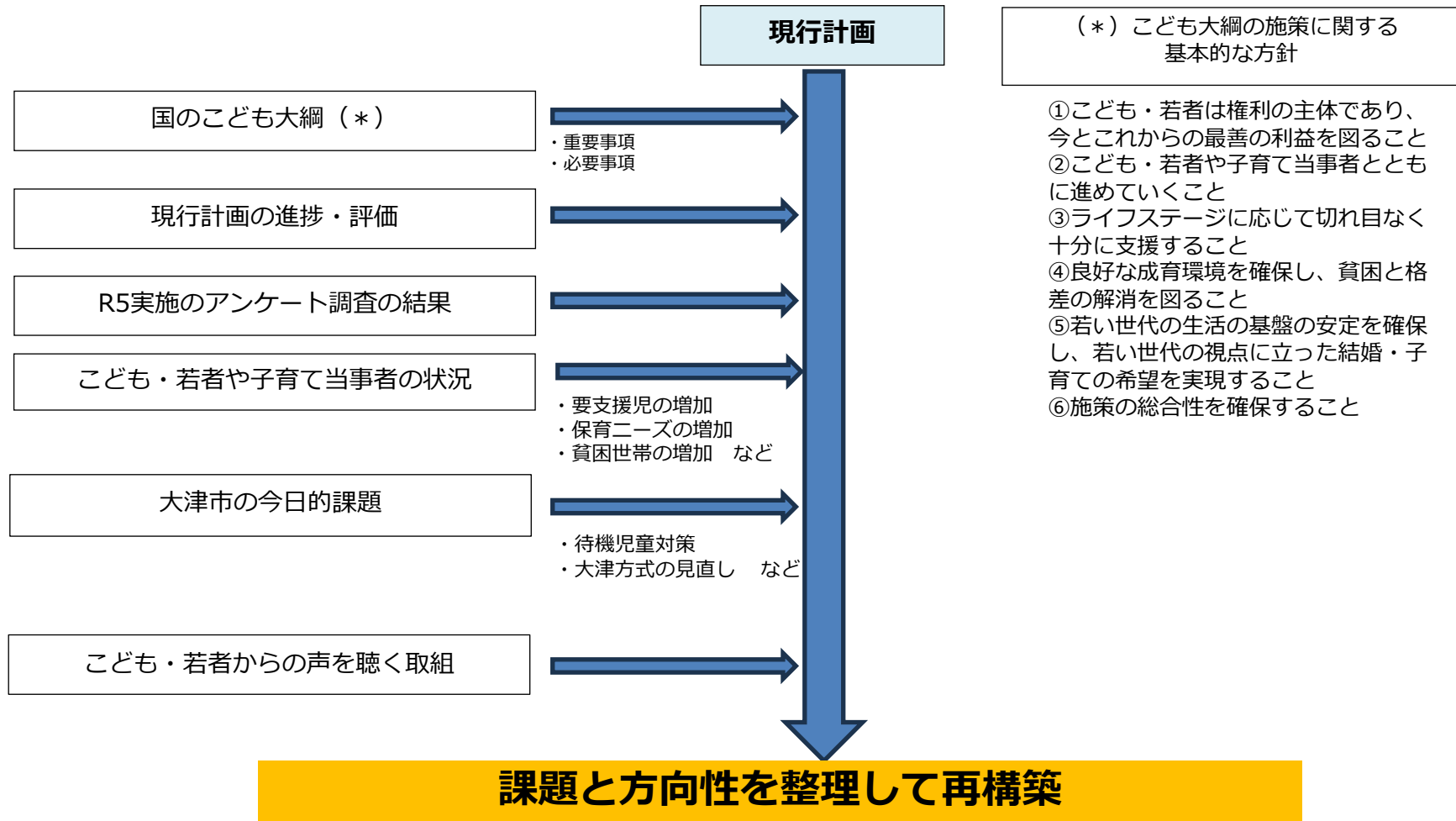


大津市こども・若者支援計画案 施策の展開と指標について

第3回 大津市青少年問題協議会

令和6年11月20日

1. 計画検討プロセス



2. 基本理念、めざす姿、基本方針

基本理念「こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ」

基本方針		⇒	目指す こども若者の姿
1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり	こどもは権利の主体であること、こどもの意見の尊重は、「こどもの権利条約」にも定められており、こども基本法においても基本的な方針として示されている。地方自治体はこどもの意見を聴き施策に反映させること、こどもの権利を社会全体で共有できるよう取り組むことが求められていることから、次期計画では基本方針の1に位置付けた。	⇒	自由に意見を表すことができる
2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実	アンケート調査では、子育ての中で、こどもの成長や接し方に不安を感じると答えた人が6割以上となっていることから、妊娠前から妊娠期、出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、子育てに希望が持てるような子育て支援を行う。また、子育てに関する経済的負担を軽減し、こどもの教育・保育環境の充実を図る。	⇒	健やかに育つことができる
3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進	障害、発達支援が必要なこどもとその家族の早期発見、早期対応に努め切れ目ない支援が届けられる体制を整える。児童虐待の未然防止と早期対応、ひきこもりやヤングケアラーなど、課題を抱えるこども・若者への支援体制の充実、貧困の解決に向けた支援の充実などに取り組む。	⇒	ひとりひとりが尊重され、なりたい自分を目指すことができる
4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	こども・若者の視点に立った、地域における多様な居場所づくりや、地域の支援者のネットワークづくりや連携強化、情報発信を推進する。アンケート調査では、ひきこもり傾向にある人は増加していることから、支援を必要とするこども・若者の居場所づくりにも取り組む。	⇒	安心して自分らしくいえることができる

3. 基本方針実現のための施策（取組）

4つの基本方針に基づき、実現するための施策を集約、検討

基本方針		基本方針を実現するための取組	
1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり	➡	(1)こどもの権利をこどもとおとなが学ぶ機会の確保 (2)社会参画や意見表明の機会の充実 (3)多様な声を施策に反映させる工夫	15の取組
2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実	➡	(1)妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援 (2)子育てに希望を持てるような子育て支援、情報発信 (3)結婚、子育てに関する経済的負担の軽減 (4)ワークライフバランスの推進 (5)こどもの教育保育の充実 (6)多様な遊び、体験、学び、活躍できる機会づくり (7)犯罪、事故、災害からこども若者を守る環境整備	98の取組
3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進	➡	(1)障害、発達支援が必要なこども若者とその家庭への支援の充実 (2)児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応の推進 (3)不登校、いじめ、引きこもり、非行、ヤングケアラーのこども若者とその家族への支援の充実 (4)悩みや不安を抱えるこども若者とその家族に対する相談体制の充実 (5)ひとり親家庭、こども若者の貧困の解消に向けた支援の充実	88の取組
4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	➡	(1)既存の地域資源を活用した居場所の展開及び情報発信 (2)地域における記場所づくりの担い手支援	13の取組

4. 成果指標の設定

今後実施するアンケート結果から目指す姿の活性状況を図る指標を設定

今後取り組む施策の中から基本方針の実現のための主要な施策のうち、成果が数値化できるものを抽出して設定

基本方針		目指すこども若者の姿が 実現できているかの指標	基本方針を達成するための活動指標
1 こども・若者が自由に意見を表明する場と意見を反映させる仕組みづくり	⇒	・1-1 家庭や学校で考えや思っていることを聞いてもらっていると思う（児童・生徒） ・1-2 国や市に対して自分の意見を伝えたいと思う（若者）	・1-1こどもの権利を学ぶ機会の数 ・1-2こども・若者が意見を表明できる場の数
2 健やかに育つ環境と質の高い幼児教育・保育環境の充実	⇒	・2-1育児をしていてイライラしたり、つらいと感じることが少ない（3歳6か月児の保護者） ・2-2健康状態がよい（児童・生徒）	・2-1全戸訪問の訪問率☆ ・2-2乳幼児健診受診率 ・2-3運動やスポーツの楽しさを伝える機会 ・2-4保育所待機児童数 ・2-5子育てアプリ利用登録者数☆ ・2-6子育て世帯訪問支援事業提供体制確保
3 多様な機関がつながり、こども・若者や家庭の状況に応じて寄り添う支援の推進	⇒	・3-1将来の夢や目標を持っている（児童・生徒） ・3-2積極的に挑戦できる、将来の夢をかなえたいと思っている（若者）	・3-1発達相談支援を行った人数 ・3-2障害児保育巡回相談件数 ・3-3不登校児童生徒へのアウトリーチ型支援 ・3-4こども・若者総合相談窓口の相談件数☆ ・3-5要保護児童対策地域協議会実務者会議☆ ・3-6児童福祉に係る研修 ・3-7生活困窮者自立相談支援事業☆
4 こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの推進	⇒	・4-1ほっとできる（安心できる）居場所がある（児童・生徒） ・4-2自分に自信がある、自分のことが好き（若者）	・4-1児童館利用者数 ・4-2子ども食堂の数 ・4-3居場所事業参加者数（ひきこもり） ・4-4居場所づくり事業利用者数

4. 成果指標の設定

	基本方針を達成するための活動指標		指標設定理由
1	【意見表明】 ・ 1-1こどもの権利を学ぶ機会の数 ・ 1-2こども・若者が意見を表明できる場の数	1-1 1-2	こどもは権利の主体であることを社会全体で共有すること、こどもの意見が尊重されることが重要と考え、基本方針 1 に位置付けました。こども・若者が意見を表明できる場の確保を活動指標とし、色々な方法でこども・若者が意見を表明できるよう取り組みます。
	【教育保育環境】 ・ 2-1全戸訪問の訪問率☆ ・ 2-2乳幼児健診受診率 ・ 2-3運動やスポーツの楽しさを伝える機会 ・ 2-4保育所待機児童数 ・ 2-5子育てアプリ利用登録者数☆ ・ 2-6子育て世帯訪問支援事業提供体制確保	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	すべてのこどもが健やかに育つことができるように、全戸訪問や乳幼児健診、運動やスポーツを楽しむ機会を指標にしました。 保育ニーズの高まりを踏まえ、保育所待機児童数を指標にしました。 アプリの全面リニューアルするなど、子育て世帯への情報発信に取り組んでおり、さらに充実を図るため、子育てアプリ利用登録者数を指標にしました。 子育て世帯への訪問支援を着実に提供できるよう提供体制確保を指標にしました。

4. 成果指標の設定

	基本方針を達成するための活動指標		指標設定理由
3	【寄り添う支援】 ・3-1発達相談支援を行った人数 ・3-2障害児保育巡回相談件数 ・3-3不登校児童・生徒へのアウトリーチ型支援 ・3-4こども・若者総合相談窓口の相談件数☆ ・3-5要保護児童対策地域協議会実務者会議☆ ・3-6児童福祉に係る研修 ・3-7生活困窮者自立相談支援事業☆	3-1	発達相談や障害児保育巡回相談を一層充実させることを目指していることから指標にしました。
		3-2	
		3-3	不登校児童・生徒へのアウトリーチ（訪問）型支援を一層充実させることを目指していることから指標にしました。
		3-4	ひきこもりの若者の相談対応を重要な取組と考え、現計画から引き続き指標としました。
		3-5	児童虐待防止のためには、関係者のネットワークと研修等を通じた理解を深めることが重要であり、教育と児童福祉がしっかりと連携できるよう指標としました。
		3-6	
		3-7	生活に困窮している保護者や若者への相談支援は重要であり、その推移を把握して必要な施策、取組につなげることができるよう指標としました。
4	【居場所づくり】 ・4-1児童館利用者数 ・4-2子ども食堂の数 ・4-3居場所事業参加者数（ひきこもり） ・4-4居場所づくり事業利用者数	4-1	こどもの居場所である、市内児童館利用者数やこども食堂の数がどのように変化しているのかを把握し、利用しているこども達の声も聴きながら居場所について検討していくため指標としました。
		4-2	
		4-3	ひきこもりの方が参加される居場所事業参加者の推移や、参加者の声を聴きながら、若者の居場所について検討していくため指標としました。
		4-4	支援を必要とするこどもたちの居場所づくり事業参加者の推移や参加者の声を聴きながら、こどもの居場所について検討していくため指標としました。